

北電原第212号

令和2年12月 1日

原子力規制委員会 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地

北海道電力株式会社

代表取締役社長 藤井 裕

泊発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、令和2年3月19日付 北電原第265号をもって変更認可申請しました、泊発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、下記のとおり補正いたします。

記

- (1) 泊発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の本文及び別添（泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表）について、以下のとおり一部補正する。
 - ・本文のうち、「2. 変更の理由」を添付1のとおり補正する。
 - ・別添「泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表」について、添付2のとおり補正する。
- (2) 泊発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の添付資料（泊発電所2号炉 高経年化技術評価書（30年目）[冷温停止状態が維持されることを前提とした評価]）について、添付3のとおり一部補正する。

以上

1. 変更の内容

昭和63年9月29日付63資庁第8339号をもって認可を受け、別紙のとおり変更認可を受けた泊発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後の欄のとおり変更する。(ただし、下線は含まない。)

2. 変更の理由

(1) 2号炉の原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の追加

2号炉は、令和3年4月12日に運転を開始した日以後30年を経過することから、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第82条および保安規定第118条の6に基づき、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施した。また、この評価結果に基づき、長期施設管理方針を策定したことから、保安規定第118条の6（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針）を変更するとともに、添付4（長期施設管理方針）に2号炉の長期施設管理方針を追加する。

(2) 法令改正に伴う用語の変更

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、以下の記載を変更する。

- ・添付4（長期施設管理方針）

3. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

以 上

泊発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯

	認可年月日	認可証番号
1	平成元年 3月31日	元資庁第 3498号
2	平成 2年 3月23日	2 資庁第 1878号
3	平成 2年 5月31日	2 資庁第 5848号
4	平成 3年 4月 1日	3 資庁第 2003号
5	平成 5年 3月30日	5 資庁第 1830号
6	平成 6年12月15日	6 資庁第13397号
7	平成 8年10月11日	8 資庁第10163号
8	平成13年 1月 5日	平成12・09・20資第 5号
9	平成13年 2月23日	平成13・02・16原第 2号
10	平成13年 3月30日	平成13・03・23原第14号
11	平成13年10月29日	平成13・10・11原第 2号
12	平成14年 7月15日	平成14・06・27原第 2号
13	平成14年10月22日	平成14・09・30原第 6号
14	平成15年 1月16日	平成14・12・18原第12号
15	平成16年 5月20日	平成15・12・25原第 7号
16	平成17年 3月31日	平成17・03・10原第25号
17	平成17年 7月27日	平成17・07・21原第 4号
18	平成18年 2月22日	平成18・01・31原第11号
19	平成18年12月19日	平成18・11・21原第18号
20	平成19年 7月 5日	平成19・06・14原第 1号
21	平成19年12月13日	平成19. 09. 28原第27号 平成19・11・30原第 7号
22	平成20年 4月 1日	平成20・03・05原第 2号
23	平成20年 6月18日	平成20・05・22原第 8号
24	平成20年 8月22日	平成20・07・11原第31号
25	平成20年12月12日	平成20・10・31原第 9号
26	平成21年 4月20日	平成21・03・23原第23号
27	平成21年11月19日	平成21・10・15原第 4号
28	平成22年 3月 8日	平成22・02・01原第11号
29	平成22年 7月23日	平成22・06・16原第 2号
30	平成23年 5月 6日	平成23・04・08原第36号
31	平成23年 5月11日	平成23・04・21原第 6号
32	平成23年 7月22日	平成23・06・14原第21号
33	平成24年 9月 6日	20120726原第15号
34	平成25年 5月15日	原管P収第130219002号
35	平成26年 9月18日	原規規発第1409183号
36	平成28年 3月24日	原規規発第1603247号

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
37	平成28年10月26日	原規規発第1610266号
38	平成30年 3月19日	原規規発第1803192号
39	令和元年 5月27日	原規規発第1905273号
40	令和 2年 9月17日	原規規発第 20091714 号

添付 2

別 添

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表（1/3）

【第8章 施設管理】

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針)</p> <p>第118条の6 組織は、1号炉に関し、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器および構造物^{*1}（以下、本条において「機器および構造物」という。）について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定^{*2}</p> <p>2 組織は、<u>2号炉および3号炉</u>に関し、機器および構造物について、<u>各号炉毎</u>、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、前項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>3 組織は、機器および構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請^{*3}をする場合においては営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>4 組織は、機器および構造物について、各号炉毎、認可^{*4}を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>5 1号炉の長期施設管理方針は添付4に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針。</p> <p>※3：原子炉等規制法第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※4：原子炉等規制法第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針)</p> <p>第118条の6 組織は、1号炉および<u>2号炉</u>に関し、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器および構造物^{*1}（以下、本条において「機器および構造物」という。）について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定^{*2}</p> <p>2 組織は、3号炉に関し、機器および構造物について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、前項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>3 組織は、機器および構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請^{*3}をする場合においては営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>4 組織は、機器および構造物について、各号炉毎、認可^{*4}を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>5 1号炉および<u>2号炉</u>の長期施設管理方針は添付4に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針。</p> <p>※3：原子炉等規制法第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※4：原子炉等規制法第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>備考</p> <p>・2号炉の原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施および長期施設管理方針の策定に伴う変更</p>

(注) 補正箇所を黄色網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (2/3)

【付則】

変更前	変更後	備考
<p>付 則 (中略)</p> <p>(規定なし)</p>	<p>付 則 (中略)</p> <p>付則(年 月 日 号) (施行期日) 第1条 この規定は、 年 月 日から施行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内に施行する。

(注) 補正箇所を黄色網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (3/3)

【添付】

変更前	変更後	備考
<p>添付 4 長期施設管理方針 (第118条の6 関連)</p> <p>1号炉 長期保守管理方針 (始期：令和元年6月22日、適用期間：10年間) 高経年化対策の観点から充実すべき保守管理の項目はなし※1</p> <p>※1：冷温停止状態※2が維持されることを前提とした評価による。 ※2：モード1、2、3および4以外</p>	<p>添付 4 長期施設管理方針 (第118条の6 関連)</p> <p>(1) 1号炉 長期施設管理方針 (始期：令和元年6月22日、適用期間：10年間) 高経年化対策の観点から充実すべき施設管理の項目はなし※1</p> <p>※1：冷温停止状態※2が維持されることを前提とした評価による。 ※2：モード1、2、3および4以外</p> <p>(2) 2号炉 長期施設管理方針 (始期：令和3年4月12日、適用期間：10年間) 高経年化対策の観点から充実すべき施設管理の項目はなし※3</p> <p>※3：冷温停止状態※4が維持されることを前提とした評価による。 ※4：モード1、2、3および4以外</p>	<p>・2号炉の原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施および長期施設管理方針の策定に伴う変更</p> <p>・法令改正に伴い、「保守管理」を「施設管理」に変更</p>

(注) 補正箇所を黄色網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

添付資料

泊発電所 2 号炉 高経年化技術評価書（30 年目）[冷温停止状態が維持されることを前提とした評価]